

ワイマール「社会権」の評議会条項(第一六
五条)からみた特質(その一)

古川利通

目次

序

第一章 ドイツ十一月革命と評議会

はじめに

第一節 経済的支配と評議会

一 ユンカー支配と評議会

二 独占資本の支配と評議会(以上本号。以下次号)

第二節 政治的・軍事的支配と評議会

一 十一月九日以前の労兵評議会

二 十一月九日以後のベルリン

三 軍事的支配と評議会

四 人民委員評議会政府と執行評議会

第三節 労兵評議会と民主主義

第二章 ワイマール憲法第一六五条の意義

第一節 労働共同体構想の展開

一 前史

二 十一月協定Ⅱシュティンネス・レギーン協定の成立

三 十一月協定のイデオロギー

四 労働協同体構想と評議会

第二節 ワイマール憲法第五章「経済生活」

一 学説

二 政治的民主主義と経済的民主主義の二元論の憲法的意義

三 「社会国家」の憲法上の根拠

第三節 第一六五条評議会条項の意義

一 はじめに

二 第一六五条の意義

「共同決定権」——労働者評議会と経済評議会——第一六五条四項の労働者評議会

——小括

第四節 「団結の自由」と労働共同体構想——結びにかえて——

序

周知のように、従来の日本国憲法の「社会権」理解とその運用のあり方は、例えば二五条の生存権の理解にみられるように、ワイマール憲法やボン基本法下におけるドイツの学説の影響を陰に陽に受けてきた。しかし、その影響の大きさに比べるならば、ワイマール「社会権」についての社会科学的な認識はかなり立ち遅れていると言わざるをえないし、わが国の現下の憲法状況が、憲法の規範性の喪失という状況すなわち憲法の平和主

義・民主主義・基本的人権の尊重という基本¹⁾原理が、その基本原理として規範力を支配的な政治勢力によって弱められようとしている状況である時、ワイマール憲法が実質的には十数年しかその命運を保持しえず、ナチズムに取ってかわられた事実が痛切にわれわれの脳裏に浮かびあがってくるのである。この歴史的な悲劇を招来した事情について、法的には、とくに強大な大統領権限と多元的に対立し有効な政治決定をなしえない議会——そして、この二者を法的に結びつけるワイマール憲法四八条を利用した「授權法」によって、ナチズムの「合法」独裁が成立したと理解されてきた。

勿論、この悲劇は、現代議会主義と政党の問題としてもなお深く探求される必要があるが、同時に、それはまた人権の悲劇としても考えられなければならない。資本主義体制の中で当時「もっとも民主的」といわれたワイマール憲法の基本権規定は「個人の自由・平等の保障においても、いわゆる生存権的基本権を認めた点においても画期的なもの¹⁾」と言われた。しかし、それにもかかわらず、迫り来るファシズムに対してそれが有効な対抗原理たりえず、日ならずしてファシズムに蹂躪されるに至ったのは、ワイマール基本権が、「諸種の勢力の妥協の産物」であり、かつ「単に社会倫理的原则を闡明し、または立法の指針を示したプログラム規定が多²⁾」いためだけではなかった。とりわけ、ワイマール「社会権」がそれ自体、影山の指摘するように、³⁾ドイツ国家独占資本主義の危機の「解決」形態であり、危機の回復に必要な経済的・社会的メカニズムの憲法制度であること、そして、このメカニズムに労働者をも労使「対等」の原則によって「包摂するものである」という側面「つまり独占体の支配を保障する憲法制度である」という側面を有しているのは当然のことであり、この側面がファシズムの全体主義的法構造へ連動したということもまた、歴史的事実であった。しかし、ワイマール「社会権」は独占体の支配を保障する側面と同時に、他面ドイツ革命による「妥協の産物」であるが故に、勤労者国民の民主的改良の要求をも反映せざるをえないのである。それは、とりわけ第一五三条の所有権の義務

づけ条項や、たとえ「粹組」であれ規定されたところの社会化条項(第一五六条)や評議会条項(第一六五条)であり、ドイツ憲法史上はじめて法認された団結の自由(第一五九条)である。これらの条項は、国家干渉の排除を意図する私的自由のための古典的な自由権ではなく、むしろ国家の民主的介入を要請する権利であり、また自由権一般のように法的主体が均質的な市民ではなく、特定の社会階層もしくは社会組織を法的主体とする諸権利であり、新しい社会的自由の領域を形成しうべき権利群であった。

問題は、このような矛盾の統一物であるワイマール「社会権」がぎりひらいた寄木細工的な「社会的自由」の断片の性格を認識し、それらが独占体の支配の保障のメカニズムといかなる関係にあるかを知ることである。現代日本の現実もまた、国民が守り育ててきた「社会的自由」の断片を結びつけ、ファシズムに対して有効な抵抗をなしうる社会的自由の秩序を形成することを焦眉の課題としている。われわれはワイマールの悲劇から、たとえ負の条件とはいえ、それを積極的に解明しなければならないのである。

本稿は、上述の如き意図に基づいてワイマール「社会権」の中でもとくに第一六五条の評議会条項を検討しようとするものである。この評議会条項は、一九一九年八月十一日のドイツ共和国憲法に規定された後、一九二〇年の経済評議会法によって具体化されたが、ワイマール期における法的実践活動においてはさほど現実的意義を有するものではなかった。しかし、それにもかかわらず、評議会条項を検討する意義は次の点にある。

それは、第一に評議会 Räte の思想と運動が十一月革命からワイマール憲法制定に至る過程においてはたした役割に基づくものである。評議会という社会の中から自生した社会組織は、三つの可能性をもっていた。一つには革命的転化の可能性であり、その場合評議会が立法権と行政権をもつ国家ないし地方の政治的権力機関へと転生する場合である。次には、評議会制度の資本主義的法認によって、既成の政治的・経済的メカニズ

ムに包摂されるか、それとも社会的自由を拡大する憲法制度として機能するかという可能性である。評議会の問題は、このようにワイマール「社会権」における「包摂」か「社会的自由」かというアンチノミーを考えるのに好個の素材としての意義をもつ。

第二に、評議会の運動と思想は、ワイマール民主主義に特殊な性格を付与した。結論を先取りしていえば、ワイマール民主主義は、すぐれて反評議会的な民主主義であり、そのような民主主義観がワイマール「社会権」の理解と実践とを歪めたように思われるからである。

註

(1)(2) 山田晟『人権宣言集』ワイマール憲法解説、一九九、二〇〇頁。

(3) 影山日出弥「ヴァイマール憲法における『社会権』」『基本的人権』3所収、二一九頁以下。

第一章 ドイツ十一月革命と評議会

はじめに

ドイツ革命は、戦争に倦み、生活に疲弊した兵士と労働者の支配体制に対する反乱から開始された。「平和とパン」の獲得を妨げるものは、人民にとってはカイザー(皇帝)体制だと思われた。一九一八年十月の独占資本・参謀本部(リユンカー)・社会民主党右派の連立による、カイザー体制の議会主義的君主制への変革も人民の動揺と反抗を抑えることはできなかった。人民の反乱は全ドイツに及び、ドイツ革命は単なる国家形態の転換では糊塗しえない全支配体制の危機へと発展し、まずカイザーの政治的軍事的支配を崩壊せしめたのである。危機に傾したのは、「集積がすすんだ鉱工業と多数の産業プロレタリアートを持ちながらも、またリユンカー

的地主経営や半絶対主義的君主制という形で封建遺制を残して発展⁽¹⁾してた帝国主義国家であり、エンカーが「国家機構や軍事機構で中枢の地位を占め、独占ブルジョアジーの上層部と権力を分ち持っていた」⁽¹⁾軍事官僚国家であった。軍事的敗北とともに、軍事力の主要な供給源であったエンカーの権力機構内部での地位は低下し、右派社会民主党指導部を忠実な「従僕⁽²⁾」とした独占資本がブルジョア・ディクタトゥーラを維持せんとしていた。他方、労働者階級を主導とする人民大衆が帝国主義的支配に反対していた。これがドイツ革命における基本的な対抗関係であった。

ドイツ人民の資本からの解放は、まず「その第一歩として」⁽³⁾独占資本と軍国主義者の国家権力の粉砕を前提していた。一九一八—一九一九年のドイツでは、国家権力をめぐる基本的階級対立は「評議会か国民議会か Räteacht oder Konstituante」⁽⁴⁾と「国家形態の選択をその中枢の対決点とした。しかし、労働者と兵士の闘争組織として「自然発生」⁽⁴⁾的に形成された労働者・兵士評議会 Arbeiter-Soldaten Räte は、単に国家形態の選択という問題枠組に限定されるのではなく、独占資本家・軍国主義者・改良主義者の政治的軍事的経済的支配ブロックの総体と客観的には対立した社会組織であったと考えられる。十二月十六日からの全国労兵評議会に象徴される評議会自らによる評議会の「自己解体」⁽⁵⁾ Ⅱブルジョア民主主義への屈服Ⅱにもかかわらず、労兵評議会は何よりもまず、国民と密接に結びついた被抑圧者の基礎的民主主義を担う社会的自治組織であり、人民の革命的闘争組織であり、労働者と農民の民主主義的ディクタトゥーラの萌芽形態であり、更にはプロレタリア・ディクタトゥーラの機関へと発展しうべき組織であった。評議会においてこそ帝国主義と対決する人民の民主主義が息づいていたのである。まさに、ドイツ民主共和国の学者ポラックが主張するように「労兵評議会の経験的な現象とその歴史の本質は区別されねばならない」⁽⁶⁾のである。

したがって、われわれは第一に、評議会を独占資本・軍国主義・改良主義の支配体制と対立した人民の直接

民主主義的性格を有する革命的闘争組織と措定する。また第二に、評議会の問題は、単に政治権力すなわち国家形態にかかわる問題であつただけではなく、すぐれて「社会の問題」⁽⁷⁾でもあつた。生産点で組織された評議会(これはとくに労働者評議会に妥当する⁽⁸⁾)は、自らの歴史的本質として経済的力能と政治的権力とを統一する組織たる可能性と現実性を有していた。ここに、評議会の「プロレタリア的」性格が顕著にあらわれている。蓋し、プロレタリア革命は本質的に社会革命だからである。したがって、「評議会か国民議会か」という二者択一の問題もまた、政治的支配と経済的支配の有機的な関連の中で考察される必要があるのである。

以上の二点に留意しつつ、本章はドイツ革命の中で評議会の実体の解明を意図するものであるが、「序」でも述べたように、それはあくまでもワイマール憲法とりわけ社会的経済的権利の章である「経済生活」の章のイデオロギー的性格を社会科学的に明らかにするという目的に限定されるものである。したがって、革命的評議会運動自体は、ワイマール憲法の成立(一九一九年八月十一日)後も、経営評議会法の制定をめぐる闘争の間⁽⁹⁾に挟み、一九二三年の「決戦」に至るまで持続するのではあるが、ここでは一九一八年から一九一九年の夏までの評議会の実体が考察対象とされる。

更に、右の期間の評議会の実体解明にしても本章が意図するものは、その歴史的叙述ではない。独占資本ニユンカーの支配体制と全面的に⁽¹⁰⁾対立した評議会の性格を浮き彫りにすることが本章の目的であるため、実に多様な質と内容をもつた評議会の運動を一定の類型に⁽¹¹⁾嵌めこんでしまった危険性がある。しかし、それはワイマール憲法と対抗関係にあつた評議会の思想と実体が有する性格を、逆にはまた、ワイマール憲法の性格をより理論的に理解するために必要なことである。

最後に本章では、評議会の思想と実体に最も有力に対抗したイデオログであるK・カウツキーの民主主義論が検討される。なぜなら、この民主主義論はワイマール憲法が体化した特殊ドイツ的な、若干の改良をと

なったブルジョア民主主義の特質を規定したイデオロギーだからである。

註

- (1) ソビエト科学アカデミー版『世界史教程』現代I、一五九頁。
- (2) W. Wippold, *Fünfzig Jahre November-revolution*, in: *Staat und Recht*, 1968, Heft. 7, S. 1819.
- (3) ドイツ革命の性格をいかに把握するかについては、見解が分かれている。
例えば、ドイツ社会主義統一党のテーゼによれば、十一月革命は「ある程度までプロレタリア的手段と方法でおこなわれたブルジョア民主主義革命」であるとしており、他方では「流産した社会主義革命」——加藤栄一『ワイマール体制の経済構造』一九七三年、三七頁——とする見解まである。関口尚志によれば「客観的に可能な(したがって主体的に選択されえたであろう) 真に歴史変革的なひとつの方向は直接にはブルジョア革命であり、それも、もとより古典的な市民革命ではなくて、プロレタリアートを主導に広範な農民・小ブルジョア層(および『民主的』資本)をも糾合した『労農民主革命』」であるとされる。——関口尚志「ドイツ革命とファシズム」二六頁、傍点関口。
筆者は、評議会を「プロレタリア的手段と方法」という性格に限定すること、関口の『民主的資本』をも含むという「労農民主革命」説には異論があるが、加藤が主張するように、十一月革命が客観的にも主観的にも社会主義革命であり、それが敗北したとする見地にも立つことできない。したがって、一応ここでは十一月革命は人民のかつプロレタリアの性格を有する評議会によって遂行された新しいブルジョア民主主義革命であり、それはただちに反独占資本反ユニカアの人民の民主主義革命・社会主義革命へと転化する可能性を持っていたが、ブルジョア民主主義による反革命によって打倒された革命であるとの理解を前提としておきたい。
- (4) 篠原一『ドイツ革命史序説』一九五六年、七八頁。「自然発生的」とはロシア十月革命のソビエト思想による影響をドイツ人民が受けているにしても、直接的には明確な革命的前衛党の政治指導が欠如したままに評議会が生成したという意味である。
- (5) 安世舟『ドイツ社会民主党史序説』一九七三年、三一〇頁以下で詳細に、「自己解体」のようが紹介されている。

(6) K. Polak, *Parlamentarismus und Räte macht in der November-revolution 1918*, in: *Zur Dialektik in der Staatslehre*, Berlin 1963, S. 84.

(7) K. Polak, *op. cit.*, S. 76.

(8) ただし、前述のライヒと労兵評議会大会の代表の選出は「労兵評議会の本質に反して各工場ごとには行なわれず、ブルジョア議会のそのように居住地区単位で行なわれた。このことは小市民、中小農民、勤め人などの影響力を労働者階級に比べて相対的に大きくした。」上杉重二郎『ドイツ革命運動史』上、一〇九頁。

(9) 篠原一「ドイツ革命における組織論」一九七五年、八二頁以下にさまざまな類型の評議会が紹介されている。

(補注) 筆者が、本文において使用している階級支配概念はさしあたり以下のような理解を前提としている。

階級支配カテゴリーとは、「土台と上部構造の両方に含まれる諸現象を一定の理論的諸カテゴリー」すなわち「経済的支配、政治的支配、イデオロギー支配」において結びつけるものである。「階級支配の概念は、相互に結びついた三つの現象群を包摂して」おり、かつ階級支配を「ひとつの実体」としてとらえるものである。したがって、階級関係とは「生産手段と生産過程と生産物に対する統制を行使する人びとと、実際の生産者であるにもかかわらずその統制を奪われている人びとの関係」である。ヴェソウオフスキ『社会主義と階級変動』石川晃弘訳、一九七三年、二〇頁以下参照。

第一節 経済的支配と評議会

一 ユンカー支配と評議会

帝政ドイツの軍事的官僚国家は「数千の糸で官僚と結びついている」地主経営と「プロシヤの半封建的地主のサーベルの支配」を、「政商」的独占資本の支配とともにその支柱としていた。この「ユンカー的ブルジョア的」帝政ドイツにおけるユンカーのプロイセン支配と連邦内におけるプロイセンの「圧倒的な地位」は、周

知のように領地管区におけるユンカーの半封建的農民支配⁽⁵⁾、三級選挙制度、家産官僚制などの「憲法上実際上」⁽⁷⁾の国家制度によって保障されていた。とりわけ、三級選挙制度とは納税額別三等級区分に立脚した間接選挙と公開口述制を特徴とする、通常の制限選挙以上に半封建的な反民主主義的な選挙制度であった。⁽⁸⁾ただし、この三級選挙制度は単に農民に対するユンカー支配の主要な武器であっただけでなく、それが高額所得者一般にも有利な制度であったため帝政末期には「ブルジョアジーにより有利」に機能した側面や「社会民主党の進出をばむ」ために強化されたというブルジョアの側面を看過してはならないだろう。⁽⁹⁾

それはともかく、かようなユンカー支配の下にあった農民はカイザーの兵士の大きな供給源であり、兵士の動向とユンカー的支配とは密接に結びついていた。軍事的崩壊が近づくにつれて兵士たちはプロイセンの将校に反抗し、皇帝の退位と平和を求め、自然発生的に兵士評議会を形成した。「十一月に全てを規定した要因たる⁽¹¹⁾兵士の運動は、たちまちユンカーの軍事支配を無力化した。エルベ河以东の大土地所有者は、自らの支柱たる軍事的官僚制国家の倒壊を目撃し「財産が没収されるのではないかと事態の進展を危惧した。」⁽¹²⁾土地改革の時代が、ここに始まったのである。

政権についた両社会民主党は、農民を土地に縛りつけていた僕婢条例と団結禁止令と三級選挙法の廃止、政治的官僚の採用等のブルジョア民主主義的措施をただちにとった。軍事的崩壊につづいて、ユンカーの伝統的な政治的支配の武器が破壊されたのである。しかし、「人民代表」政府の改革はそこまでであった。ドイツの農民階級が求めた半封建的な「大土地所有の分割」⁽¹³⁾の課題は、政府の手によってではなく、農民自らの手による以外には遂行され難くなった。

当時、ドイツには二つの土地改革の方向があった。そのひとつは、エーベルトらブルジョア的社会民主主義が革命の混乱期に必要としていた旧官僚機構や旧軍隊の中の「大土地所有者の子息たちの特権的地位を維持」⁽¹⁴⁾

しながら、立法によってブルジョア的土地改革を推進せんとするものである。他のひとつは、レーニンが述べるところの「非常に大規模な農民のイニシアチブ、革命的エネルギー、意識性、組織性、人民の創造力の豊かさを必要とする」。「地主と大ブルジョアジーに対する小ブルジョアジーの勝利」⁽¹⁶⁾。「農民的土地革命」の道であった。前者はカール・カウツキーを委員長とする社会化委員会の「実施計画 Arbeits-Plan」の策定を経て、一九一九年八月十一日「ドイツ植民法」によって実施に移された。しかし、政府による土地改革は、社会化委員会においてあらかじめ「農業部門の社会化」大土地所有の分割を排除したものであり、かつそのような微温的な「植民法」すら実施過程において地主と官僚によって「効果的」に妨害され、「予定の五〇六分の一の成果」⁽¹⁸⁾しかあげえなかった。この「成果」を「矮軀的土地分割・中小農創設の基本性格」⁽¹⁹⁾が維持されたとみるか、それとも土地所有には「根本的変質がなく」、⁽¹⁷⁾ ユンカー的土地所有の解体は一九二九年の農業恐慌をまたざるをえなかったとするかは別にしても、とにかく政府の農業政策はユンカー的土地所有の根幹に触れるものではなかったことが確認できる。

さて他方、農民的土地改革は、復員にともなつて分解しつつあった兵士評議会に代えて、農民評議会を全ドイツに組織し、それによって遂行されねばならなかったであろう。しかし、その指導を行ないえた唯一の勢力であるスバルタクス・ブンドは、革命勃発前の一九一八年十月の大会で「議会議主義……プロイセン流の選挙法に熱中することなく、大中小土地所有を没収し、食糧の分配権を労働者委員会に委ねる」という「空想的」な決議をあげたのである。この決議は、土地改革の対象に中小土地所有まで含んでいる点や、小農や農業労働者ではなく、まだ存在もしていない労働者委員会に食糧分配権をゆだねている点において、全く非現実的であったし、労農同盟については議論さえ行なわれなかったのである。⁽²⁰⁾一九一八年末のドイツ共産党大会において、ローザ・ルクセンブルグが「われわれはただ労兵レーテ体制を創設するにとどまらず、農業労働者と小農をもレ

「テ体制にひきいれねばならない」⁽²¹⁾と演説したのを確かにわれわれは知っている。しかし、現実には「農村におけるソビエト体制の拡大のためにはわずかな事としかやられていない」⁽²²⁾のであり、労農同盟に基づく農民評議会の形成は、十分な成果をあげえなかったのである。

革命勢力の主体的なイニシアチブは不十分ではあっても、農村にも評議会思想は拡張し、「農民が独自の評議会を組織するのを支配階級は妨げえなく」⁽²³⁾なっていた。

一九一八年十二月一日社会民主党告示において大統領エーベルトは「強権的措置 Gewalt-Politik をもって ユンカーに対決しようとするのは無比に危険な幻想であり狂気の沙汰である」⁽²⁴⁾と非難しつつ、社会民主党は農村評議会に積極的に介入していった。その結果、各地に成立した農村評議会の多くは社会民主党の指導下におかれ、そこではユンカーや大農の影響力が貫徹するものとなつたし、評議会自体の構成も、大土地所有者、中農、小農、農業労働者によって構成されることになった。このように、農村評議会は、それによる土地改革^{II}強権的措置をとることを抑圧され、小ブルジョア的もしくはプロレタリア的な階級性格を喪失した農業利益代表団体へと変質したのである。

このような社会民主党の対応からも明らかのように、十一月革命後も依然として東エルベの主人公であった ユンカーの領主的行政権——Guts-bezirk の解体は一九二八年である⁽²⁵⁾——と「専制的経営形態」を排除し、農民の民主主義を現実化した道は、政府による土地改革ではなく、農民評議会の自主的な活動によって「事実の上で……農業労働者・小農民の境遇を改善」⁽²⁶⁾する農民的土地変革の道であった。しかし、もともとユンカーの大土地所有の分割という土地変革の課題は、それ自体社会主義的性格を有するものではなく、ブルジョア民主主義的要求にとどまるものではあったが、それが小農・農業労働者の大衆組織たる農民評議会によって遂行され、労働者評議会の運動と結合される場合には、この土地改革の要求は反独占反ユンカーの新しい民主主義

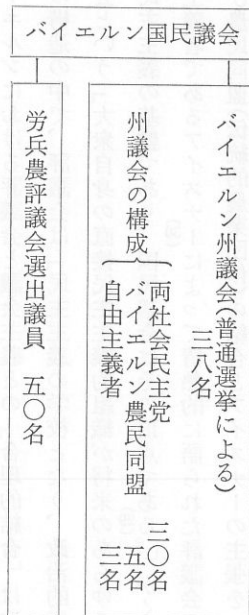
革命をもたらす原動力のひとつとなる可能性をもっていた。それがために、独占資本と癒着していた改良主義者は、ブルジョア民主主義たる農民的改革をも拒否せねばならなかったのである。

更にまた、国民議会しか認めることのできなかったエーベルト政府は、軍事的支配や行政に対する統制を要求して展開しつつあった(後述)労兵評議会に対抗するためは、自らの軍事上行政上の支柱を旧軍隊と既成官僚層に求める以外に手段はなかった。²⁷⁾ そのためにもエーベルト政府は実際にも、国家機構や軍隊の中で大土地所有者の子弟たちが特権的地位を維持することを許容し、ユンカーの農民に対する経済的支配を認めざるをえなかったのである。エーベルト政府は軍国主義的ユンカーに対して最大限の譲歩をしたのであり、「人民代表」政府によってなされた奴婢条例や三級選挙制度の廃止等の一連のブルジョア民主主義的改革は、ユンカーの半封建的な政治的特権を法制度上形式的に排除したにとどまったといわざるをえない。ブルジョア民主主義を實現化する農民評議会を拒否した「国民議会への道」はユンカー支配の温存であった。

次に、ローゼンベルグによって「評議会と議会的合法性の合理的結合」²⁸⁾と称讚されたバイエルン評議会共和国の「実験」を一瞥しておこう。蓋し、バイエルンは労兵評議会とともに農民評議会を成立させ、一九一九年三月に至るまで革命を定着させた「殆ど唯一といつてよい」評議会共和国だからである。

バイエルンにおける評議会と議会的主義との「合理的結合」は次図の如き構造を有している。

この構造の中で、評議会は「民主主義の学校となり、政治的経済的活動を行う人間を生みだすべき」であり、評議会という「大衆自身の直接民主主義的組織が将来のあらゆる発展の基礎なのである。」したがって「評議会は民主主義の基盤であり、国民議会はその頂点である。」²⁹⁾ かくの如く、独立社会民主党の指導者であり、評議会主義者であるアイスナー³⁰⁾によって情熱的に語られた評議会の政治的土台は、社会民主党と独立社会民主党および農民同盟(伝統的農業団体)の結合とアイスナーの主張を「農民出身の兵士」が支持したことであった。



*上杉重二郎『ドイツ革命運動史』一五頁より整理した。

元来、バイエルンの農民社会は「土地貴族の影響のない純粹民主主義」的階級構成をもっており、邦南部で勢力のあった農民同盟がアイスナーの「急進的民主主義」たる評議会思想を受容するのに困難はなかったのである。しかし、このアイスナーは頑に「社会化」を拒否した。アイスナーにとって社会化とは「一階級の支配」であり民主主義ではなく、「工業の再建には支配階級の協力とイニシアティブが必要」⁽³²⁾なのであった。このようにローゼンベルグによって「活発な民主主義」と評価されたバイエルン評議会は、本質的には社会関係を变革する革命的権力機関ではなかった。このことはアイスナーが暗殺された後、成立したKPDのレヴィネを議長とする「ソビエト風の」評議会共和国がただちに行なった「労働者階級の武装、銀行の国有化」⁽³³⁾等の措置をアイスナーの評議会は何らとっていなかったことから明らかである。

しかし、われわれはアイスナーの評議会が「啓蒙教育の機関」⁽³⁴⁾でしかなかったにしても、それが実際に大衆の直接民主主義的傾向を鼓舞し、一定の「強さ」を示した点に、社会民主党幹部の反評議会的形式民主主義と大きな差異を見出しうるのである。

註

(一) レーニン、全集第十三巻、一三五〇頁。

(2) レーニン、全集第十九卷、五五四頁。

(3) 大野英二の『ドイツ資本主義論』は、「エルベ以东のユンカー経営を主軸とする東ドイツの経済循環とエルベ以西の独占資本を主軸とする経済循環は相互に対立しつつ交錯して、ドイツ資本主義の経済循環の中へ組み入れられていたのであるが、一九一八年革命とヴァイマル共和制の成立にいたるまでは東エルベ的生産関係が帝制ドイツの社会構成体に対して規制的要因であった」とする。他方加藤栄一は、ユンカーのブルジョア化を強調し、一九一八年革命の奴婢条例の廃止もすでに一九〇年代には「決定的になつていたユンカー＝農業労働者関係のブルジョア化」の事後の確認にすぎないとする。(前掲書、二八頁)

(4) 山田晟『ドイツ近代憲法史』七四頁。

(5) 関口尚志、前掲論文、三六頁。飯田収治等『ドイツ現代政治史』二〇四頁。

(6) 家産官僚とは、一九一八年以前のドイツで、大土地所有者を中心とする社会的上層出身者の圧倒的優位に基づいて成立していた官僚団をいう。飯田収治等、前掲書、二〇六頁。

(7) 山田晟、前掲書、七四頁。

(8) シュティンミング『近代ドイツ憲法史』一八五頁以下。飯田等、前掲書、六六頁以下。加藤栄一、前掲書、二九頁等参照。

(9) 兵士と農民の構成上の関連については、加藤栄一、前掲書、四一頁参照。

(10) ローゼンベルグ『ワイマール共和国史』足利訳、一四頁。

(11) ローゼンベルグ『共和国史』一二頁。

(12) 関口尚志、前掲論文、三一頁。

(13) 上杉重二郎、前掲書、七七頁。

(14) 本稿第一章第二節三 軍事的支配と評議会の項参照。

(15) 上杉重二郎、前掲書、一〇二頁。

(16) レーニン、全集第十三卷、三五〇頁。

- (17) 関口尚志、前掲論文、三三、三五頁にその内容が述べられている。
- (18) 村瀬興雄『ドイツ現代史』一九五四年、二五五頁。
- (19) 関口尚志、前掲論文、三五頁。
- (20) 上杉重二郎、前掲書、七六頁。
- (21) ローザ・ルクセンブルグ選集、第四卷。
- (22) レーニン、全集第二十八卷、五〇六頁。
- (23) 上杉重二郎、前掲書、九七頁。
- (24) 関口尚志、前掲論文、三二頁。
- (25) 村瀬興雄、前掲書、二五六頁。
- (26) レーニン『ドキュメント「ドイツ革命」現代2』野村修編より。レーニンが、レヴィネの評議会共和国にあてた電報。
- (27) 上杉重二郎、前掲書、一〇二頁参照。
- (28) ローゼンベルグ『共和国史』九三、八三頁。
- (29) 『ドキュメント』のアイスナーの演説、一五三頁。
- (30) 独立社会民主党はバイエルンでは、わずかの勢力しか有さなかったが、アイスナーは個人的な信望の篤かった指導者である。
- (31) ローゼンベルグ『ワイマール共和国成立史』足利訳、九三頁。
- (32) 『ドキュメント』野村修編、一五三頁。
- (33) 篠原一、前掲書、一三二頁。
- (34) 上杉重二郎、前掲書、一五七頁。

二 独占資本の支配と評議会

カイザー的軍国主義の敗北と十一月革命は、独占資本に深刻な打撃⁽¹⁾を与えたとともに彼らを主要な支配階級⁽²⁾

とした。それによってドイツ独占資本は、「これまで強力な拳で労働者の要求から」⁽³⁾彼らを保護していた政治的権力を喪失したが、彼らは革命の勃発する以前から、政治権力抜きで社会集団間でその準備を整えていた。⁽⁴⁾いわゆる「シュティンネス・レギオン協定(十一月十五日)」の締結作業がそれである。「極めて不安な状態が全国に拡まっている現在、国家及び政府の権力が動揺しているところからみて、産業はただ労働者階級のみを強力な同盟者とする事ができる、つまりそれは労働組合である。」⁽⁵⁾

このような労資の指導者の思惑とは別に、ドイツの労働者階級は、労働者評議会を結成し、社会化を求めて立ち上がった。⁽⁶⁾独占資本と労働者階級の基本的な対抗関係は、労働共同体(十一月協定)、労働者評議会、社会化を軌軸として展開された。労働共同体構想および評議会との関連は第三章において述べられる予定であるから、ここではそれについては必要な限りに言及を留め、評議会と社会化をめぐる労資の基本的対抗関係を中心に、評議会の実体を明らかにしたい。

△独占資本と労働共同体▽

十一月革命の波浪から独占資本の地位を擁護し、かつ「社会民主党の社会政策的立法の基礎でもあり出発点でもあった」⁽⁷⁾十一月協定は、二つの内容を核心としていた。ひとつは制限のない「団結の自由」の承認と八時間労働日の保障というブルジョア民主主義改良であり、他の一つは、戦時中の戦争委員会を継承した「労働共同體 Arbeitsgemeinschaft」という、階級協調的「全体主義」的構想である。

この十一月協定に対して独占資本はいかに対応したのであるうか。周知のように、⁽⁹⁾戦前戦後を通じてドイツ独占資本の内部には、シュティンネスを筆頭とする石炭、鉄鉱、鉄鋼独占とラーテナウ、ジーマンスを中心とする電気、化学独占の二類型があった。それら独占資本は、経済政策等をめぐって内部葛藤を繰り返していたが、⁽¹⁰⁾自らの存立基盤が危うくなるやこれらの独占資本は同一歩調をとった。すなわち、十一月協定直後、石炭や鉄

などの鉱山の社会化に關しては(これは「旧型」の重工業財閥に対する重大な打撃を意味する)⁽¹¹⁾再度対立せざるをえなかったにしても、十一月協定に内在する二つの側面のうち、階級「協調」組織Ⅱ「労働共同体」を形成し、右派労働組合幹部と同盟によって権力を保持しようとする基本路線については、両者と異存がなかった。

それは、一方において、十一月協定の成立自体がシュティンネスの指導的役割に多くを負っていること、他方、ラーテナウと同じ民主党に属するF・ナウマンが憲法制定議会で自由主義的基本権を積極的に主張しつつ、労働者政策においては強力に労働共同体構想を推進したことからも看取しうるのである。このように独占資本は反動的な労働者支配については一致していたが、「譲歩」の程度については見解が対立していた。「八時間労働制」「賃率協定」という十一月協定のブルジョア民主主義的改良に關しては、「新型」財閥が積極的に評価し、「旧型」財閥は「一時的弥縫策」⁽¹³⁾と考えていた。したがって、「新型」財閥に対し重工業が相対的に力量を回復するに至った一九二三年には、重工業独占はただちに八時間労働制を否定する攻勢に転じたのである。⁽¹⁴⁾

よって、十一月協定は、関口が述べるように「八時間労働制、賃金協定、経営協議会(≡労働共同体)」を基本三原則とする「近代合理的民主的」労働立法の土台などではなく、独占資本の対労働者政策に關する一致した意思とともに内部対立を含むものであり、ましてや「ラーテナウに代表される技術者的新興財閥」が「旧型財閥に率先対決して民主的労働協約」を「積極的に志向して」成立せしめたものではない(傍点筆者)。⁽¹⁵⁾「民主的」改良のひとつとして評価される八時間労働制にしても、独占資本の産業部門間の競争と対決の過程において、それが資本の有機的構成がより高度である「新型」財閥にとってより有利であったという側面を看過してはならないであろう。むしろ、「新型」財閥の政治的代表者たる民主党は、制憲議会の審議過程で「労働共同体」構想を主張し、「団結の自由」を掘り崩す役割を積極的に果たしたのである。⁽¹⁶⁾独占資本は「譲歩」としてブルジョア民主主義さえ拒否するものであり、その担い手ではありえない。⁽¹⁷⁾

△社会化をめぐる独占資本と評議会▽

独占資本主義的支配の経済的基礎に対する労働者階級の「社会化」要求は独占資本の生産手段の労働者による収奪もしくは生産統制を満たすには二つの導路が可能性として存在していた。「労働者評議会による直接的社会化」の道と「政府の社会化委員会による社会化」の道である。

危殆に類した独占資本の内部でさしあたり優位を占めた電気、化学の新興独占資本は、何らかの社会化は不可避であると当初観念していた。石炭、カリ等の鉱山部門を「贖物」⁽¹⁸⁾として社会化要求を一部満たしつつ「社会主義化」の方向をおさえることを企図していた。⁽¹⁹⁾

他方、両社会民主党の政治権力の確立が明確になった十一月九日以後、社会化要求は全国に拡がった。⁽²⁰⁾労働者階級は「社会化」という「建設的象徴」⁽¹⁷⁾に「社会主義」を見ようとした。十一月十日には「ベルリンの労働者評議会全員集会は、早くも生産手段の即時徹底的社会化を意味する *Vergesellschaftung* を決議」⁽²¹⁾また、十一月十六日独立社会民主党機関誌 *Freiheit* は、鉄鋼および類似の工業経営の国有化を社会主義的共和国政府は「躊躇してはられない」と訴えていた。

だが、全国的統一指導部たる前衛をもたない労働者階級は混乱していた。十一月九日以後、労働者兵士の現実的な政治権力であったベルリン労働者評議会は、自らを「经济管理における最も高度な権力組織に構成する代りに」また、全国の「経営における労働者評議会を生産発展を決定する評議会という政治的権力組織へと高める代りに」十一月二十日「経済的に」独占資本と改良主義的政府指導者に「降伏」したのである。⁽²²⁾つまり、ベルリン労働者評議会は、十九日の総会で「我々は全ての経済問題に関与する状態にない。それは自由労働組合に委ねる。だが労働組合は我々の監督下にある。労働組合が正しくない方向をむき始めたら、組合指導部を放逐できる」と決議し、更に二十日の労働者評議会執行委員会は、経営指導者との共同決定権、経営評議会と自由労働

働組合との協調とともに、社会化に関しては次のように決定した。「経営の社会化は、対内的対外的なすべての諸関係を顧慮し、体系的かつ組織的に社会主義的政府によってのみ、着手さるべきである(傍点筆者)⁽²³⁾」と。かくして労働者評議会は、独占資本の経済的権力に対する労働者の直接的革命的手段たる「労働者評議会による社会化」を、社会民主党の指導に基づき「自主的」に放棄した。そのことによって、労働者評議会は「社会化を両社会民主党政府に委ね、労働者を右派改良主義の下に追いやったのである(十一月二十日付 Rote Fahne スパルタクス・ブンド機関誌)」。

また、十一月二十日付の Freiheit は「労働組合には経済問題を、労働者評議会には政治問題を取り扱わせよう⁽²⁴⁾」と提案した。しかし、独占資本の生産手段に対する労働者権力の行使は、そのまま独占資本の経済権力を経て政治的権力に対する直接的打撃でありえたのが、この時期の歴史的特殊性であった。このことは逆に、労働者評議会の独占資本の経済的権力に対する無能と社会民主党に対する屈服は、独占資本と改良主義的政治的支配の継続を意味し、労働者評議会の「政治的降伏⁽²⁵⁾」という結果を招来したのである。蓋し、「改良主義的労働組合の助力のもとに……経済権力が依然として企業者に留保されている場合、企業者はまた政治権力を保持⁽²⁶⁾」していることになるからである。まさに社会化はすぐれて政治権力の問題として提起されていたのである。このベルリン労兵評議会の「自己否定」にもかかわらず、労働者階級は解体されなかった。前述の如き状況の中で、十一月二十一日政府によって急遽形成された「社会化」委員会への幻想から醒めた労働者階級は、強力に「経営評議会による社会化⁽²⁸⁾」をストライキ運動によって求め始めた。

ローザ・ルクセンブルグは訴える(一月十日、Rote Fahne「革命の転換点」と題する評論)「ストライキ闘争が革命の重点とならねばならない。革命はそれによって経済革命となり、社会主義革命となる。……経済闘争もまた労働者評議会によって遂行さるべきであり……労働者評議会は経済上の指導権をもその手ににぎる必

要がある⁽²⁹⁾」と。かくして、一九一八年から一九一九年の春にかけて、ルール地方、中部ドイツ(一月)、三月には首都ベルリン等で、労兵評議会の指導の下で強力なゼネラルストライキ闘争が展開された。詳細は篠原「ドイツ革命史序説」(二一六頁以下)に譲るが、ここで確認しておきたいのは以下の点である。第一に、ゼネスト闘争に際して掲げられた要求は、地域ごと、時間的推移にともなつて多様であり、安易な総括を許すものではないが、ラインラント、ヴェストファーレン、中部ドイツ等の工業および鉱山地区においては、労兵評議会はいわゆる狂暴な社会化 *Wilde-Sozialisierung* Ⅱ 労働者階級自らの手による社会化Ⅱを実現しようとした。更に、この地域では「労働者が武装し」(ラインラント、ヴェストファーレン) 独立社会民主党左派に指導された労兵評議会を統治を行なう場合(ブラウンシュヴァイク、ハレ)⁽³⁰⁾すらあらわれたのである。地域的にはあれ、プロレタリア・ディクタトゥーラの機関としての労兵評議会が成立したのであった。

第二に、これらの労働者の闘争が全国的統一に行なわれたのではなく、「分散的」性格を有していたように、評議会観と社会化要求についても曖昧性を有していたことである。つまり、スパルタクス・ブンドと独立社会民主党の社会化に関する見解の相異を反映して、闘争目標が「社会化の前段階としての経営の民主化」⁽³¹⁾ Ⅱ 評議会による生産過程の労働者統制なのか(中部ドイツ)、それとも生産手段の社会化を実施しえるのか(エッセン)、それとも単なる労働者評議会の承認なのか(ベルリン)、全く曖昧なままであった。八時間労働制等の若干の成果はあったにせよ、ここにおいて政治的指導の欠如は致命的であったと言わざるをえない。

さて、このような「評議会による社会化」に対する政府の態度は如何であったか。一方において、「狂暴な社会化の試み、労働者階級(社会民主党と読める)一筆者に対する暴力的強制、武装蜂起に対しては徹底的に戦うこと。……他方においては、統一的な社会主義的労働権、経営協議会、民主的な工場、社会化を実現することを約して、労働者階級を鎮撫しようと試みた。」⁽³²⁾ 確かに政府は「徹底的に」戦った。無法な帰還兵の集まり

である義勇軍フライコールが各地に派遣され、政府は着々と「運動の拠点を攻略し」ついにベルリンの三月闘争を最後に大衆のエネルギーを鎮圧することに成功したのであった。⁽³³⁾

かように、労働者階級の直接民主主義的権力Ⅱ評議会による社会化Ⅱに依拠し、それを発展させるどころか、逆にそれに敵対し労働者の政治的経済的要求の貫徹を阻害し、武力弾圧したのが、国民議会によるワイマール連合政府であった。

さて、十一月二十日のベルリン労兵評議会の決定は、既述のように政治的権力でもあり、また経済的権力でもあり、労兵評議会の第一の自己否定Ⅱ経済権力の放棄Ⅱであったが、その背後にはアモルフであれ、労働者の即時徹底的な社会化要求が渦巻いていた。社会民主党と独立社会民主党よりなる人民代表委員会政府 *Der Rat der Volksbeauftragten* は、何よりもまず、この労働者の社会化要求を「評議会による社会化」という革命的な導路から遠ざけねばならなかった。⁽³⁴⁾ 同政府は、それに代えて「社会主義政府による社会化」という幻想を維持し、労働者のエネルギーを「鎮静」するためにも、「社会化」委員会を設置せねばならなかった。十一月二十一日、きわめてあわてて政府は「法律上また事実上もその意見を実施しうる保障、権限を一切持たない学問的委員会として」⁽³⁵⁾ 社会化委員会を設置した。

かく成立せしめられた「社会化」委員会は、その構成からすれば「改良主義者と社会化に反対するブルジョアジーとの妥協の産物」⁽³⁵⁾であり、労働者評議会による下からの民主主義に敵対するものとして発足せざるをえなかった。したがって、このような反民主主義的な「社会化」委員会によってなされたことは、社会化要求を「社会化の成熟審査問題にすりかえ、資本主義の所有制度にふれない限度で『社会化』を実施するプログラムとその理論を提示した」⁽³⁶⁾ことだけであった。ところが、一月十九日の制憲議会選挙を経て成立したワイマール連合政府は、この「社会化」委員会によって提出された「暫定報告(一月十五日案)」すら握りつぶしたのであ

る。その理由は、播磨によれば次のようである。⁽³⁸⁾ 確かに、この「暫定報告」は、労働者が生産手段の所有を要求するという危険に対しては、それを阻止する「共同経済」を構想する改良主義の産物である。しかし、その「暫定報告」は労働者にとって積極的意味を有しており、それが当時の現実的對抗関係の中へ移された場合には「レーテへの道」という危険性をはらむためであった。それでは、この積極的な意味とはいかなるものであろうか。それは、解雇および労働協約事項に関する労使の共同決定権、「共同経済」への移行が正面から規定されていること、更に「石炭評議会」が石炭経済の主体であり、執行者とされていることである。

この「石炭評議会」⁽³⁹⁾は、経営者、労働者、消費者、政府代表それぞれ二五名の代表によって構成され、石炭経済の執行機関である理事会を監督する地位にあった。勿論、この暫定報告は、直接に労働者の生産過程の統制を規定したものではないが、もともと激烈に鉱山の社会化を求めたルールや中部ドイツの労働者評議会と暫定報告における石炭評議会とが結合される場合には、石炭評議会が労働者統制の手段となりうる可能性を内包していたことは否定できないのである。

この暫定報告の背後で経済省の内部で秘かに作成されたのが、ウィッセル・メレンドルフの法案であり、それは三月二十三日の社会化法および石炭経済法、同施行法に具体化された。⁽⁴⁰⁾ それによれば、まず「社会化」は国家の監督下に諸企業を統合する強制シンジケート化を意味するものとなり、更に評議会(労働者評議会議会ではない)は、そのシンジケートの主体である経済自治体に対する「一種の諮問機関」⁽⁴²⁾の如きものに変質せしめられ、ライヒの監督に服することになったのである。例えば、石炭経済法(一九一九年三月二十三日法)では石炭評議会は六〇名からなり(第二四条)、これらの構成員は各所属機関から任命されるが(第二六条)、その大部分が資本主義経済の代表か国家的職権の代表者である。労働者代表は一八名にすぎない。⁽⁴³⁾ 更に留意すべきことは、三月二十三日の社会化法においては、労働者の意思表示の機関としての労働者評議会に関する規定すら抹

消された事実である。

このような社会立法こそ、「合理的」独占資本の代弁者たる民主党と社会民主党の期待した評議会の扱いを有弁に物語るものである。すなわち、これらの社会立法における評議会は、労働者評議会を抹消し、それとの法的結合を断ち切り、一切の労働者による生産統制の可能性を排除した後、彼らの企図した「社会化」¹¹強制的シンジケートに労働者を参加せしめるための制度にはかならない。ここにおいて、評議会は全く、正反對のものへと転変した。労働者の直接民主主義的性格を有する政治的経済的組織としての労働者評議会から、国家による階級「協調」の強制組織へと転変したのである。

ここに、われわれは支配層の評議会観を看取しうるが、なお歴史の弁証法はこの支配階級の立法意思の貫徹を容易に許容しはしなかった。一九一九年八月十一日のワイマール憲法第一六五条第二項には労働者評議会の規定が導入されたのである。この立法意思を転換せしめた隠れた原動力こそ、以下に述べる労働者の闘争であった。ラインラント・ヴェストファーレンの七時間労働制を求めた再度のゼネスト(四月一日)、マグデブルグの労兵評議会の存続を目的としたゼネスト(四月七日)、ブラウンシュバイクの「すべての権力を評議会へ」をスローガンとしたゼネスト(四月八日・十七日)、そして、最後にバイエルン評議会共和国の成立(四月六日・五月一日)。これらの労働者を中心とする人民の闘争は、いずれも政府軍によって打ち破られはしたものの憲法、評議会に影響を与えないわけはなかったのである。

註

- (1) 篠原一、前掲書、六二頁。
- (2) 下村由一、斎藤稔、「ヨーロッパにおける革命と反革命」『世界歴史』現代2所収、一七四頁。
- (3) ローゼンベルグ『共和国史』一三頁。

- (4) (5) 篠原一、前掲書、六一頁以下。上杉重二郎、前掲書、九七頁以下。
- (6) ローゼンベルグによれば、「社会化に象徴される労働者の社会主義的要求は十一月革命の原因ではなく結果であった。」「共和国史」二七頁参照。
- (7) 安世舟『ドイツ社会民主党史序説』一九七三年、二九三頁。
- (8) 本稿第二章第二節参照。
- (9) 上杉重二郎、前掲書、九七頁。下村由一、斎藤稔、前掲論文、一七四頁。上杉は「新型」財閥の主導性に基づき十一月協定が成立したとする。
- (10) 加藤栄一、前掲書、五三頁。
- (11) ローゼンベルグは、鉱山の社会化は「生産を損う性質ではなかったが……権力政治の観点からすれば……大企業家のとくに実力のあるグループが排除される」ことになると述べている。『共和国史』三三一―三四頁。
- (12) 本稿第二章第二節参照。
- (13) 安世舟、前掲書、二九三頁。
- (14) 上杉重二郎、前掲書、二二三頁。
- (15) 関口尚志、前掲論文。
- (16) 本稿第二章第二、三節参照。
- (17) したがって、「旧型」財閥を「冒険的な軍国主義」、「新型」財閥を「弾力性ある議会主義」と評価する見解(下村由一)もあるが、この区別を余りに大きく見ることに問題がある。
- (18) 加藤栄一、前掲書、五〇頁以下。
- (19) ただし、池上淳が指摘するように、シュテンネスが石炭業界それ自体の合理化や組織化のために活躍していたことも看過されてはならない。「国家独占資本主義論における『社会化』と『合理化』の意義について」立命館経営学、第五巻第四・五号、一五五頁以下。
- (20) ローゼンベルグ『共和国史』二七頁。

- (21) 播磨信義「ワイマール憲法における社会化条項(一五六条の研究)」法学論叢、第八十九巻第六号、五七頁。
- (22) K. Polak, op. cit., S. 103.
- (23) K. Polak, op. cit., S. 104.
- (24) K. Polak, op. cit., S. 103.
- (25) K. Polak, op. cit., S. 104.
- (26) 加藤栄一、前掲書、五一頁。
- (27) 他方、独立社会民主党幹部はなお曖昧な態度をとっていた。十二月十六日の全国労兵評議会大会での副報告者ドイミツヒは「社会化は統一的にたてられた大きな計画がなければ有効的に推進されえない。……だが、労働者を眠らせしておくことはできない。だから、諸企業に評議会体制を設けて企業を監視しなければならない」と演説した。野村修編『ドキュメント』八六頁以下より引用。
- (28) 篠原一、前掲書、一一六、一四六頁以下。
- (29) ローザ・ルクセンブルグ『選集』第四巻、一四七頁以下。
- (30) 篠原一、前掲書、一一七頁以下。
- (31) (32) (33) 篠原一、前掲書、一二二頁。
- (34) 独立社会民主党は、カウツキー、ヒルファーディング流の経済民主主義論に従って、社会化は自らが参加した「社会主義政府」によって遂行されるべきものと考えていたのに対し、社会民主党は社会化をまじめに考えてもいなかった。播磨、前掲論文、四八頁。
- (35) (36) 影山日出弥「ワイマール憲法における『社会権』」「基本的人権」3所収、一九六八年、二〇六一七頁。
- (37) いわゆる「ワイマール連合」とは、一月十九日の国民議会選挙の結果成立した社会民主党、中央党、民主党の連立政権をさす。飯田収治等、前掲書、二三三頁参照。
- (38) この二月十五日案と三月二十三日の社会化法の関連は、播磨前掲論文(五五頁以下)に詳しい。
- (39) (41) 影山日出弥、前掲論文、二〇七頁以下。

(40) ヴィッセルは社会民主党員で「社会立法の父」といわれた。メレンドルフは民主党に近い人物。播磨信義、前掲論文、六一頁参照。

(42) 播磨信義、前掲論文、五九頁。

(43) 影山日出弥、前掲論文、二一六頁。

(未完)